

平成24年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成24年10月10日(水) 午前10時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 会議室

○議 題 議第172号「大阪都市計画地区計画の決定について」

○出席委員 23名(欠は欠席者)

会 長	角 野 幸 博	委 員	尾 上 康 雄
会長職務代理者	橋 爪 紳 也		寺 戸 月 美
委 員	飯 田 克 弘		青 江 達 夫
	石 田 佐 恵 子	欠	村 上 満 由
	梅 宮 典 子		山 下 昌 彦
欠	大久保 規 子		木 下 一 馬
	加 賀 有 津 子		河 崎 大 樹
	嘉 名 光 市		改 発 康 秀
	上 甫 木 昭 春		辻 淳 子
欠	正 司 健 一		島 田 ま り
	塚 口 博 司		前 田 修 身
欠	長 尾 謙 吉		足 高 將 司
欠	中 川 大		床 田 正 勝
	長 町 志 穂	欠	福 田 賢 治
	花 川 典 子		

開会 午前10時00分

○幹事(寺本) それでは、定刻少し過ぎて申しわけございませんでした。

ただ今から平成24年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

私、本審議会の幹事を務めさせていただいております大阪市計画調整局都市計画課長の寺本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、傍聴、報道機関の方も含めまして皆様をお願いを申しあげます。お持ちの携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードに設定をしていただきまして、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

また、本日、本市ではエコスタイルの実施期間中でもございますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

それではまず、実務的な面からご説明させていただきます。お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に「会議次第」、「委員名簿」、そして説明資料といたしまして、まず条例、規程などをおさめました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」という2点の資料。それから、本日も審議いただきます予定の議案書といたしまして、議第172号「大阪都市計画地区計画の決定について」並びに議第172号「大阪都市計画地区計画の決定」に対する意見書の要旨。その他案件の資料といたしまして、「大阪市都市計画審議会専門部会の設置について」、「長期未着手の都市計画道路の見直しについて概要版」及び「長期未着手の都市計画道路の見直しについて（案）」、以上の9点をご用意させていただいております。それから、ご参考といたしまして、大阪市の都市計画図面等を掲載しております「大阪市の都市計画」という赤いパンフレットを置かせていただいております。お手元にございますでしょうか。ご確認のほどよろしくお願いたします。

それでは、会長を選出させていただきますまでの間、会議次第に沿いまして、私のほうから進行させていただきます。

平成24年度第1回都市計画審議会開催に際しまして、委員の方々のご異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介をさせていただきます。

まず、向かって左手前列でございます、大阪大学大学院工学研究科准教授の飯田委員でございます。

○飯田委員 飯田でございます。よろしくお願いたします。

○幹事（寺本） 大阪市立大学大学院文学研究科教授、石田委員でございます。

- 石田委員 石田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 大阪市立大学大学院工学研究科教授、梅宮委員でございます。
- 梅宮委員 よろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 大阪大学大学院工学研究科教授、加賀委員でございます。
- 加賀委員 加賀でございます。よろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 関西学院大学総合政策学部教授、角野委員でございます。
- 角野委員 角野でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授、嘉名委員でございます。
- 嘉名委員 嘉名でございます。よろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の上甫木委員でございます。
- 上甫木委員 上甫木です。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 立命館大学理工学部都市システム工学科教授の塚口委員でございます。
- 塚口委員 塚口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 京都造形芸術大学客員教授の長町委員でございます。
- 長町委員 長町でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 大阪府立大学21世紀科学研究機構教授の橋爪委員でございます。
- 橋爪委員 橋爪でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 阪南大学大学院企業情報研究科教授の花川委員でございます。
- 花川委員 花川です。よろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 続きまして、向かいまして右側、大阪市会議員の委員の方々をご紹介させていただきます。

まず前列、尾上委員でございます。

- 尾上委員 尾上でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 寺戸委員でございます。
- 寺戸委員 寺戸でございます。よろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 青江委員でございます。
- 青江委員 青江です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 幹事（寺本） 山下委員でございます。
- 山下委員 山下です。よろしくお願ひします。
- 幹事（寺本） 河崎委員でございます。

- 河崎委員 河崎です。よろしくお願いします。
- 幹事（寺本） 改発委員でございます。
- 改発委員 改発です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（寺本） 辻委員でございます。
- 辻委員 辻でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（寺本） 島田委員でございます。
- 島田委員 島田でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（寺本） 前田委員でございます。
- 前田委員 前田です。おはようございます。
- 幹事（寺本） 足高委員でございます。
- 足高委員 足高でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（寺本） 床田委員でございます。
- 床田委員 床田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 幹事（寺本） なお、木下委員におかれましては少し遅れて来られるということでございます。

それと、学識経験者の大久保委員、正司委員、長尾委員、中川委員及び大阪市会議員の村上委員、福田委員につきましては本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順にご紹介をさせていただきます。

計画調整局長の佐藤幹事でございます。

- 幹事（佐藤） 佐藤でございます。よろしくお願いします。
- 幹事（寺本） 同じく計画調整局計画部長の高橋幹事でございます。
- 幹事（高橋） どうぞよろしくお願いいたします。
- 幹事（寺本） それと、私、都市計画課長の寺本でございます。この3人が幹事をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、第1回目の審議会となりますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会や最近の都市計画に係る動向につきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。お手元の資料、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」という右肩に「説明資料」とあります冊子をご覧くださいと思います。

資料1ページでございます。

現行の都市計画法におきましては、本市のような政令指定都市につきましては都市計画審議会を必ず置くということになってございます。本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定いたしまして、本審議会が発足いたしております。

まず、大阪市の都市計画決定権限についてでございますが、説明資料の3ページをご覧ください。都市計画決定権限一覧表というものでございます。表の中の二重線で囲んでおります指定都市決定欄及び市町村決定欄に丸印のあるものが大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定できる内容ということになってございます。具体的に申しあげますと、大阪市道や大阪府道などいわゆる街路、それから都市高速鉄道などの都市施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業、用途地域等の地域地区など、都市計画決定権限のかなりの部分が大阪市の決定に属しております。

さらに、この間の地域主権改革の流れを受けまして、本年4月1日より都市計画法の一部改正がなされまして、高速自動車国道及び一般国道等の決定権限が都道府県から指定都市に移譲されてきているのが現状でございます。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてご説明させていただきます。資料の6ページをご覧くださいと思います。なお、5ページにつきましては都道府県が定める都市計画につきまして掲載させていただいておりますが、この場では説明を省略させていただきます。

6ページでございます。手続きの基本的な流れといたしましては、都市計画案を作成いたしまして、公衆の縦覧や意見書の受け付けを経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認をいただきます。その後、大阪市が定めることのできます都市計画の中で、指定都市が定めることとなる都市計画のうち、(2-1)といたしまして都市再生特別地区や都市高速鉄道などの都市計画につきましては国土交通大臣の同意を得た上で、また(2-2)にありますように用途地域などの都市計画及び(3)の市町村が定める都市計画につきましては、大阪府知事との協議を行いまして都市計画として決定あるいは変更することになるという流れになってございます。

ご説明をさせていただきましたように、都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令によりましてそれぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございますが、案件としてご審議をお願いする際にまた詳しくご説明をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議事に入らせていただきます。

本日の審議会につきまして、29名中現在22名の委員の方々がご出席をされておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議事の第1番目でございますが、本審議会の会長の選出についてでございます。

大阪市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は学識経験者の方のうちから委員の皆様による互選で決定していただくこととなっております。

委員の先生方、いかがさせていただきますでしょうか。

○嘉名委員　ご提案をさせていただきたいと思います。

昨年度まで会長を務めておられた村橋会長の後任といたしまして、角野委員を推薦したいと思います。

ご承知のとおり、前任期の2年間、村橋会長のときに審議会の会長職務代行者を務めておられたということ、それから、今本審議会の中で委員歴が最も長くにご経験も豊富だということ、あるいは都市計画、まちづくりに関して確固たる見識をお持ちであるということでございます。それからまた、都市計画行政にかかわらずさまざまな部分で行政のことについてもしっかりと関わってきておられるということでございます。大変お忙しい中でちよっと恐縮なんですけど、隣に座っておられるので恐縮なんですけど、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

以上です。

○幹事（寺本）　嘉名委員、どうもありがとうございました。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご推薦されましたのが角野委員お一人ということでございますので、角野委員に会長をお引き受け願うということでよろしいでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事（寺本）　ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、角野委員に会長をお願いしたいと存じます。

角野委員、申しわけございません、会長席のほうへお移りをお願いいたします。

それでは、以後の進行につきまして、角野会長にお願いしたいと思っております。よろしく
お願いいたします。

○角野会長 ご推挙いただきました角野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あいさつとお願いを最初にちょっとさせていただこうかと思っております。

ご存じのように、この都市計画審議会、大阪市の都市計画に関する非常に重要な案件
をご審議いただく機会でございます。また、その内容は、当然のことながら住民の方々の
安全で健康で快適な暮らしを支えるものであると同時に、大阪の元気をつくり出すさ
まざまな経済活動を支えていくための都市・まちづくりの視点からの重要案件を決めて
いただくということになっております。また、これから、きょうも出ておりますけれど
もさまざまな議案が出てまいります。それは、当然のことながらその地区にとって適切
であるかどうかということをご審議いただくと同時に、それが大阪のまち全体にとって
どのように位置づけられるのか、そしてそれがどのような効果を持つのかということ、
そういう視点からもご意見を頂戴したいと思います。

さらに申しあげるなら、都市計画というのは一旦決まりますとかなり長期にわたって
まちづくりのさまざまな状況を引っ張っていく、都市計画は百年の計なんていうことを
我々の先輩がおっしゃったこともありますけれども、そういう意味で非常にタイムリー
にスピードを要求されると同時に、その結果は長期にわたってまちづくりを引っ張って
いくものであるということも私も改めて肝に銘じておきたいと思っております。そういう視点
でさまざまな案件をご審議いただくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからちょっと着席して失礼いたします。

すみません、進行する前に事務局から補足の説明があるようです。お願いします。

○幹事（寺本） 今回、角野会長にご就任いただいておりますが、会長に事故等があった
場合につきましては、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、学識経
験者の委員の中から会長の職務代理者を会長が指名することとなっております。あわ
せまして、会長、よろしくお願いいたします。

○角野会長 わかりました。それでは、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項によりま
して、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する学識経験者の委員の方に会
長の職務の代理をお願いするということになっております。私からご指名させていただ
きたいと思っております。

橋爪委員を職務代理者にご指名させていただきたいと思っております。橋爪委員、よろしくお願い申し上げます。

それから、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、上甫木委員と尾上委員にお願いしたいと思っております。

先ほど幹事から説明のございました傍聴者の定員に関しまして、委員の皆様にお諮りしたいと思っております。

報告させていただきます。傍聴者は、本日は7名いらっしゃいます。また、報道の方が3名いらっしゃっております。ということで、定員内でございますので、そのままお願いしたいと思っております。

それでは、会議が円滑に進行しますよう委員の皆様のご協力をお願いします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第172号「大阪都市計画地区計画の決定について」でございます。

それでは、その内容について幹事から説明をお願いします。

○幹事（高橋） 計画部長の高橋でございます。

それでは、議第172号「大阪都市計画地区計画の決定について」についてご説明させていただきます。

お手元のほうには、表紙に議第172号と記載されております議案書がございますけれども、それに基づきまして、前のスクリーンでご説明させていただきます。

本案件の計画地でございます高麗橋地区は、中央区の北端に位置しまして、また地下鉄堺筋線及び京阪電車北浜駅の南東に位置した交通至便な地区でございます。

地区周辺及び当地区の状況でございますが、当地区周辺は歴史的に商業・業務機能と居住機能等が複合した活力あるまちなみが形成され、大阪の商業の中心として発展してきた船場地区でございます。地区の東側には水と光のまちづくりを推進しております東横堀川と東横堀公園がございます。当地区には現在、株式会社日本経済新聞社高麗橋ビル及び今橋ビル、また東横堀公園に面する街区には同社が所有する駐車場がございます。今回、この区域におきまして地区計画を定めようとするものでございます。

それではまず、都市計画手続きに至りました経過についてご説明いたします。

平成24年1月、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域が国から都市再生緊急整備地域の指定を受けましたことを受けまして、平成24年3月に地権者でございます株

株式会社日本経済新聞社より、天満橋にございます同社本社ビルの耐震化を含む天満橋地区の再整備の実現に向け、本社機能の一部を移転するため、高麗橋ビルの建替え計画を含む本地区の土地利用計画案の提示がございました。具体的な内容は、情報発信・業務機能の高度化や、商業・居住機能等の導入、東横堀川、東横堀公園に隣接する立地特性を活かした空間整備を行っていききたいというものでございます。

本市としましては、この土地利用計画案が当地区の立地特性にふさわしい潤いと活力あふれる複合的な市街地の形成について考慮した計画であると評価いたしました。より良好な市街地環境を創出する上で必要な、安全で快適な歩行者空間の形成につきまして、地権者に再度検討するよう求めてまいりました。このような地権者との協議を経まして、本年5月に敷地周囲での歩道状空地の整備が追加されました土地利用計画案が再度提示されました。本市としましては、この土地利用計画案が、当地区の立地特性を活かし、周辺市街地との調和のとれた良好な市街地環境の創出が図られる計画であり、とりわけ東横堀川、東横堀公園に隣接する街区につきましては、河川や公園と一体となり、水辺とまちをつなぐにぎわいづくりに資するものでありますことから、本日の都市計画案に至った次第でございます。

以上の協議内容から、今回の区域では東横堀公園と一体性のある空間に整備する街区と情報発信・業務機能等の導入による土地の高度利用を図る街区に区分し、街区間で容積の配分を行い、メリハリのあるまちづくりを行うため、容積適正配分型の地区計画を適用したいと考えております。

この容積の配分方法につきましては後ほどご説明させていただきます。

議案書の3ページからの計画書についてご説明させていただきます。

今回定めようとしております地区計画の名称は、「高麗橋地区地区計画」、区域はスクリーンの赤色で囲んでいる部分でございます。位置及び面積につきましては、中央区高麗橋一丁目及び今橋一丁目地内の約0.5ヘクタールでございます。

地区の目標としまして、本地区は、「歴史的に商業・業務機能と居住機能等が複合した活力あるまちなみを形成し、大阪の商業の中心として発展してきた船場地区の一角にあり、水と光のまちづくりを推進している東横堀川に近接した区域であることから、ビジネスエリアとしてのまちの活気を維持しながら、居住機能とのバランスを考慮し、良好な市街地環境の形成を図る」こととしております。

この目標の実現に向けて、土地利用の方針、地区施設の整備方針、建築物等の整備方

針を定めております。

まず、土地利用の方針としましては、情報発信機能を中心とした業務機能、商業・居住などの複合機能を導入するとともに、特に東横堀公園に隣接する街区におきましては、その立地特性を活かしながら、お示ししておりますイメージのような東横堀公園と一体性のある空間整備を行い、潤いと活力あふれる市街地の形成を図ってまいります。

次に、地区施設についてご説明いたします。船場地区内の歩行者空間の拡充を図り、歩行者の回遊性の向上に資する安全で快適な歩行者空間を整備するため、緑色でお示しております部分に船場建築線により整備されております既設の歩道と一体となった歩道状空地を整備することとしております。

続きまして、議案書5ページからの地区整備計画についてご説明いたします。

まず、建築物の用途の制限でございますが、健全で良好な市街地環境を確保するため、マージャン屋、パチンコ屋、性風俗店など一定の風俗営業等に係る用途について制限いたします。

次に、容積率の制限についてのご説明に先立ちまして、都市計画法第12条の7の規定に基づく容積適正配分型地区計画の手法をご説明いたします。

この地区計画は、区域全体で建築可能な床面積の合計の範囲で床面積を配分し、容積率を低く抑える区域と高度利用を図るべき区域に区分するというものでございます。図に置きかえてご説明いたしますと、容積率を低く抑える区域で、余った床面積、この青で囲まれた部分を、高度利用を図るべき区域の赤で囲まれた部分に移転するというものでございます。

これを今回の地区計画区域に当てはめてご説明させていただきます。本区域内の指定容積率はすべて600%でございます。A地区の敷地面積は1,530平方メートルでございます。B地区の敷地面積は300平方メートルでございます。東横堀公園と一体的な整備を行うB地区は、容積率を低く抑える区域として、国の考えに基づきまして容積率の最高限度を50%と定め、残りの550%の容積、床面積にしまして1,650平方メートルを情報発信・業務機能の高度化のための土地の高度利用を図るべきA地区に移転します。これによりまして、A地区において建築が可能となる床面積を敷地面積で割り戻しますと、割増分は100%となり、指定容積率と合わせまして700%となります。

この結果、建築物の容積率の最高限度につきましては、ただ今ご説明しましたとおり、A地区は10分の70の700%、B地区は10分の5の50%とし、C地区につきましては指定

容積率のままでございますので、この地区計画では容積率の最高限度は定めておりません。また、建築物の容積率の最低限度につきましては、A地区におきまして、土地の高度利用を図るため、10分の35の350%といたします。

次に、建築物の敷地面積の最低限度につきましては、A地区において1,500平方メートル、C地区において1,000平方メートルとしまして、敷地の細分化を防止し、まとまった規模の開発を誘導いたします。

また、周辺の市街地環境に配慮し、適正に建築物を配置させるとともに、快適でゆとりある歩行者空間を創出するため、A地区及びC地区におきまして、船場建築線の後退部分より1メートル以上建築物が後退するように壁面の位置の制限を定めております。

地区計画の内容についての説明は以上でございます。

それでは、続きまして地区計画の原案及び案の縦覧についてご説明させていただきます。

地区計画を決定しようとするときには、地権者を対象といたしました地区計画原案の縦覧と、広く市民等から意見を聞きます地区計画案の縦覧をそれぞれ行うことになっております。原案の縦覧、意見書の提出につきましては、平成24年5月25日から6月15日にかけて行われましたが、意見書の提出はございませんでした。案の縦覧につきましては、平成24年7月27日から8月10日にかけて行いましたところ、本日ご用意しておりますこの別冊としてお手元にお配りしております意見書の要旨でございますとおり、意見書の提出が1通、2名の方からございましたので、その要旨と本市の見解を述べさせていただきます。

意見書の要旨は2点でございます。1点目は、「東横堀公園に隣接するB地区の土地利用にあたっては、水辺とまちをつなぐ一体性のある空間整備を図られたい。また、地区全体についても水辺とまちの連続性に十分配慮したオープンスペースの確保や緑化等を行われたい」というものでございまして、2点目は、「B地区における建築物等は、商業や交流、文化等、水辺とまちをつなぐにぎわいづくりに資する用途として整備されたい」というものでございます。

この意見に対します本市の見解でございますが、計画書の土地利用方針でも記載しておりますとおり、地区全体においてはオープンスペースの確保や緑化等に努めることとしております。特に東横堀公園に隣接するB地区につきましては、先ほどもお示ししたとおり、東横堀川、東横堀公園とのつながりを持った空間に整備する予定であり、それ

らと一体となった潤いと活力あふれる市街地の形成を図れるよう誘導を行いますので、いただきましたご意見は本地区区計画の方針と合致しているのと考えております。

以上が意見書の要旨と本市の見解でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

○角野会長 それでは、ただ今幹事より説明のありました議第172号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

寺戸委員、お願いします。

○寺戸委員 日本共産党の寺戸でございます。

おさらいになるかもしれませんが、傍聴者もいらっしゃるということですので、まず、このA、B、Cの各地区の土地の所有者はどなたでしょうか。

○角野会長 回答お願いします。

○幹事（寺本） 幹事の寺本でございます。お答えいたします。

今回の3街区、A地区、B地区、C地区とも株式会社日本経済新聞社様が所有されている土地でございます。

○角野会長 はい、どうぞ。

○寺戸委員 地区計画前のこの地域の容積率はいかなってるんでしょうか。

○幹事（寺本） 先ほどご説明もさせていただきましたとおり、3街区とも指定容積率は600%でございます。

○角野会長 はい、どうぞ。

○寺戸委員 ありがとうございます。

地区計画の策定の要望はどこから出されていたんでしょうか。

○幹事（寺本） 今回の地権者でございます株式会社日本経済新聞社様からのご要請をいただいております。

○角野会長 はい、どうぞ。

○寺戸委員 ありがとうございます。容積率配分というのは、先ほどもご説明があったんですけども、もう少しわかりやすく、どのような内容で、それによってどのような効果をもたらされるのかをお聞きしたいと思います。

○角野会長 説明お願いします。

○幹事（寺本） 今回適用させていただきます容積適正配分型の地区計画でございますが、先ほどもご説明させていただきましたが、前のスクリーンでお示しさせていただいてま

すとおりに、容積率を低く抑える区域で余った床面積、青のハッチの部分の床面積の部分を、高度利用を図るべき区域、赤のハッチの部分、こちらのほうに移転するという内容でございます。それから、委員からご指摘ありました効果についてでございますが、今回の容積適正配分型の地区計画によりまして、街区間での容積の配分を行うことでメリハリのあるまちづくりを行うことができるものと考えてございます。良好な市街地環境の形成が図られるものであろうということでございます。

今回の地区計画におきましては、図でお示しをしておりますのが、高度利用を図る部分、いわゆる赤色の部分がA地区のほうでございまして、こちらのほうには日経新聞社様のいわゆる本社機能の一部が移転してこられるなど、現在の情報発信機能を中心とした複合機能の導入が図られるのではないかとというふうに思っております。また、容積率を低く抑える部分、いわゆるここでいくと青い部分でございますが、こちらにつきましては東横堀公園との一体的な利用が今回可能となりますので、川に向かっての開放感のある空間にすることで、にぎわいの創出ですとか潤いと活力あふれるものになるというふうに考えてございます。

○角野会長 寺戸委員。

○寺戸委員 大阪市では既に23カ所で地区計画が実施されているんですね。それらはそれぞれ実施の目的は理由があるわけですし、今回の計画で申しますと、先ほどお聞きしたとおり日経新聞社という個人社が地区計画を立案されて、それを都市計画審議会が追認する、こういう形になっているわけです。計画の内容は東横堀川水辺再生協議会や地元町会の意見も取り入れられたものになっておりまして、提案文章を読む限りにおきましては、内容的には顕著な問題はないと判断できると考えております。

そこでお聞きするんですけれども、私の知る限りにおきまして、既存の用途地域が現況と大きく乖離して、用途地域の変更や地区計画によって制限を加えなければならない地域が随所に見受けられる。この間もちょっとこちらのほう、地区計画の地域を視察してまいりました。今後、今回のような事業者の方から面積的にも小規模な地区計画の提案があった場合に、大阪としては基本的にそれらの要望に応じて地区計画を策定、決定するというスタンスをお持ちなのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○角野会長 幹事、お答えください。

○幹事（寺本） 地区計画の適用にあたりましては、区域面積が0.5ヘクタール以上、今回の案件0.5ヘクタールということになってございますが、一定のまとまりのある地区

を対象として、今お示ししておりますような容積の適正配分、あるいは容積の割増しなどのインセンティブに見合って、今回でありますと建物をセットバックしていただいて歩道状空気を広げていただくとか、そういう公共空間の整備、あるいは先ほど申しました壁面後退などの公共貢献を行っていただくということでございますので、仮に、今回のご要請1名ということでございますが、1名であっても上記の要件を満たせば可能であろうというふうに考えてございますし、本市としましては民間の自由な発想で開発を誘導していくという観点で、今回のように地区計画を適用させていただきまして、インセンティブに見合った公共貢献をしっかりと果たしていただくということで良好なまちづくりを推進していくということに寄与するものということでございます。

以上でございます。

○角野会長 はい、寺戸委員。

○寺戸委員 ありがとうございます。やはりきちっとしたインセンティブのもとで、企業、事業者が地域に貢献していただけるというのが何よりかと思えます。

最後になりますけど、私、今回の計画の問題点をあえて指摘してまいりますと、一つは、極めて小さいというか、ミクロな計画ですね。周辺地域とのマクロな整合性が不明瞭であるかなということを感じてきました。二つ目には、計画内容は土地利用やまちづくりにとっても、土地の有効利用、会社の経営利益を今後どうするかという点でも大きな開発利益をもたらすものであるという、こういうことではないかと思えますが、もし大阪市が、今後提案があっても、あるものは受け入れ、あるものは受け入れないとするような、今回のように特定の個人に便宜を図って、個人の利益のために都市計画審議会を開いて計画を決定するということになる、計画調整局や、また第三者機関である都市計画審議会が公平さに欠けることにもなりかねないなと考えておるわけです。先ほどもきちっとインセンティブを考え、公共性ということでは貢献できるようなということで、そういうことで進められて今度の計画はあるわけですね。今後も地域住民から出される地区計画については積極的に策定していくというスタンスでこれからも臨まれるように要望しまして、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○角野会長 ただ今のご発言はご意見として承ればよろしいですね。

それでは、ほかにご質問ございませんでしょうか。

尾上委員、お願いします。

○尾上委員 尾上です。

質問ではないんですけれども、この資料の11ページの赤いところを見て率直に感じたのは、東横堀公園に隣接するB地区ですか、これと、要望も上がっている一体感を持ったような開発という意味で見たら、あと公園の半分は指定されてないと。だから、都市計画という場合、もっと良好なやっぱりそういうやつ考えると、この公園に面したところをすべてそういう形に持っていくというのが理想ではないかなと僕は単純に見て思ったんですけど。せっかく要望も出されているんな計画決めるときに、いいものをつくっていくという意味で考えたらどうかなというふうに意見だけ言っておきます。

以上です。

○角野会長 ご意見でよろしいですか。

○尾上委員 いいです。

○角野会長 わかりました。

それでは、ほかにご質問ございませんでしょうか。ご意見でも結構です。

嘉名委員、お願いします。

○嘉名委員 私も意見なんですけれども、B地区ですね、意見書にもありましたけれども、商業、交流、文化、水辺とまちをつなぐにぎわいづくりということで、今回内容を拝見させていただくと、基本的にはオープンスペースという形で水辺とまちをつなぐという意味ではよろしいのではないかというふうに思うんですが、やっぱりにぎわいづくりというキーワードも出てきているんですが、オープンスペースを置くだけではなかなかにぎわいづくり難しいということもあって、ここをどういうふうに利用していくかということが実は非常に重要なことというふうに思います。建物が建ったりするわけではないので、公園に近いような機能になるかと思えますけれども、そこで多分いろんなイベントをされたり地域の方と連携する形で、そういうことが想定されていくときに、ぜひそういうことができるようなしつらえといいますか、例えば上下水どうするとか、電気どうするとか、実際そういうものがないとなかなかそういうにぎわい利用ができなかったりするんで、ぜひそういうことも含み置きながら、この地区計画のことを前提にしながらにぎわい利用のことも考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○角野会長 ただ今のご意見ということで特に説明は求めません。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問ないようですので、これについて承認をいただきたいと思

います。

議第172号議案につきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

それでは、これをもちまして本日の審議は終了いたしました。本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わせてます。

それでは、引き続きまして、その他案件の1件目といたしまして、大阪市都市計画審議会専門部会の設置につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事(寺本) 幹事の寺本でございます。

それでは、お手元の「大阪市都市計画審議会専門部会の設置について」と書かれました資料をご覧くださいと思います。

本年6月に統合本部におきまして、大阪の今後の長期的な方向性として、「グランドデザイン・大阪」及び「都市魅力戦略」が取りまとめられてございます。中でも御堂筋周辺エリアに関しましては、短期中期的取り組みの方向といたしまして、土地利用や高さ規制のルールづくり等が挙げられておる状況でございます。

御堂筋につきましては、本市のまちづくりの骨格を形成するものでございまして、その沿道のまちづくりのあり方につきましては社会的影響が非常に大きいものと考えてございます。このため、大阪の将来を左右いたします大きな判断が必要となります課題につきましては、大所高所からの議論をするべきであると認識しております。

そこで、大阪市都市計画審議会条例第5条第2項の、「専門の事項を調査させる必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる」という規定に基づきまして専門委員を置きますとともに、これらの専門委員を含む委員による専門部会を設置したいということを考えてございます。そこで、御堂筋の活性化に向けました検討調査を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

これによりまして、その将来像も含めました御堂筋のあるべき姿や、その実現のために必要となります規制誘導の方策等、より専門的な事項につきまして、25年春を目途に取りまとめを行っていただき、当審議会でも再びご議論いただきたいというふうに考えてございます。

専門部会の運営についてでございますが、お手元資料の2ページをご覧ください。大阪市都市計画審議会専門部会設置要綱(案)に基づきまして運営をしてまいりたいとい

うふうに考えております。

委員の構成といたしましては、審議会会長がご指名していただきます審議会委員及び市長が委嘱いたします専門委員若干名で組織をしたいということでございます。部会におきましては部会長を置きまして、部会長については審議会会長がご指名をいただくということで考えてございます。また、部会長に事故があるときにはあらかじめ部会長がご指名いただく委員がその職務代理をすることとして定めていただきたいと思いますというふうに考えてございます。

専門部会につきましては、部会の委員の半数以上のご出席を必要といたしまして、原則公開というふうにさせていただきたいと思っております。また、部会長が必要と認めますときには、部会委員以外の方から助言を受けていただくということができ、また部会委員以外の方をオブザーバーとして参加させるということが可能ということにしてございます。

なお、部会での調査結果につきまして、審議会へご報告させていただくこととなります。

以上が専門部会の設置についての内容でございます。よろしくお取り扱いをお願いいたします。

○角野会長 どうもありがとうございました。

ただ今幹事より提案のありました専門部会の設置につきまして、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 それでは、専門部会の設置につきまして、ご異議がございませんようですので、ご了承いただいたものとさせていただきます。

先ほど幹事から説明がありましたように、この専門部会の委員につきましては、会長が指名する委員及び市長が委嘱する専門委員から構成することとなっております。

そこで、本審議会からの委員につきまして、本会におきまして、あらかじめ私が部会長及び部会委員を指名させていただきます。

当審議会委員からの部会委員につきましては、専門的な知識が必要となりますことから、学識経験者の方々を中心に選任させていただきます。この間、御堂筋地区景観協議会や各種協議会でご活躍いただいております御堂筋の良好な景観と沿道空間の形成等について議論、検討を重ねてきておられます橋爪委員、塚口委員、嘉名委員を部会委員とし

て指名させていただき、部会長を橋爪委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ありがとうございます。

それでは、3名の委員におかれましては、お忙しい中さらにご負担をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。

なお、専門委員の人選につきましては、橋爪委員を中心にご選任いただくこととし、その結果につきましては後日改めて事務局より委員の皆様方にご報告をさせていただくことといたしますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ありがとうございます。

それでは、次に、その他案件の2件目といたしまして、報告案件「長期未着手の都市計画道路の見直しについて」につきまして、幹事から報告を願います。

○幹事(寺本) 幹事の寺本でございます。

それでは、私のほうから長期未着手の都市計画道路の見直しについて、現時点での状況をご報告申し上げます。

お手元資料のA3判、「長期未着手の都市計画道路の見直しについて概要版」というものに基づきまして、それと「長期未着手の都市計画道路の見直しについて(案)」、この資料につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、都市計画道路を見直すことといたしました背景と必要性についてでございますが、本市では長期的な整備を前提に、総延長、前にお示ししておりますように、都市計画決定、現在約450キロメートルの幹線街路を計画決定いたしております。このうち街路事業などによりまして既に約320キロメートル、約7割にあたる路線の整備が完了しており、約36キロメートル、約1割が現在事業中でございます。残り、赤字になっておりますが、約185キロメートル、約2割が事業未着手となっております状況でございます。この事業未着手路線約85キロメートルのうち約8割が都市計画決定後50年以上経過しておりまして、これに伴う建築制限も長期化しておる状況でございます。

近年は社会経済情勢が変化してきておりまして、人口減少、高齢社会の到来といたしまして、いわゆる従来の拡大型社会から安定・成熟型社会への移行が進行しておる状況でございます。このような変化を踏まえまして、事業未着手路線の必要性を検証し、存続

や廃止などの見直しを実施するため、都市計画道路の見直しの考え方を取りまとめさせていただいております。

見直しにあたりましては、前のスクリーンにもお示しさせていただいておりますとおり、未着手路線につきまして、代替性の有無を考慮に入れながら、まず1番目、道路ネットワークの確保、2番目に都市防災性の向上、3番目に安全・円滑な通行機能の確保、4番目に路線ごとの個別特性という四つの視点から必要性を検証してございます。

この見直し方針に基づき作成いたしましたものが見直し素案、今、前のスクリーンにお示ししております。ちょっと見づらうございます。すみません。お手元の概要版をご参照いただければと思いますが、右側の見直し素案でございます。

存続する路線を緑の太線、拡幅を取りやめ現道幅員に変更する路線を緑の点線、廃止する路線を黄色の点線で示しているものでございます。事業未着手の都市計画道路55路線、約85キロメートルのうち、先ほどの四つの視点で検証いたしまして、存続した路線が43路線、約49キロメートルでございます。存続する路線につきましては、おおむね30年程度の事業着手をめざすことといたしております、今後の事業着手する路線について検討を進めてまいりたいと考えております。また、見直しを行う路線といたしまして24路線、約36キロメートルということになりまして、事業未着手の都市計画道路の約45%に相当するものでございます。

次に、見直しの経過でございますが、平成24年6月の本市の戦略会議での方針決定を受けまして、本日お手元にお配りしております「長期未着手の都市計画道路の見直しについて（案）」と題しました冊子につきまして、7月2日から9月14日まで、約2カ月半のパブリックコメントを実施いたしましたところ、市民の皆様からご意見をいただいております、最終88通、約180件のご意見の提出がございました。また、7月24日から8月9日までの間を使いまして、未着手の都市計画道路の存続する区役所を対象に説明会を開催いたしております。直接市民の皆様にご説明させていただきましたところ、総数で255名の方が説明会へご参加いただいたという状況でございます。

次に、パブリックコメント及び説明会でいただきました主なご意見につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、見直しに賛成というご意見、早期に見直しを実現してほしい、存続路線については整備時期を明確に示すべき、現在の道路では安全な通行機能が確保されていない区間

の計画配置については反対、広報紙やホームページ以外での周知以外に個別の地権者にも周知を行うべきといったご意見がございまして、現在これらのご意見の取りまとめ作業を行っているところでございます。

今後の都市計画道路の見直しの手順といたしましては、いただいたご意見を踏まえて検討を重ねまして、年内には都市計画案を策定し、縦覧等の手続きを進めてまいりたいと考えておりますが、本審議会のご審議もいただき、平成25年春の都市計画決定をめざしてまいりたいという状況でございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○角野会長 ただ今の報告案件につきましては、本審議会の議案ではございませんが、もし何かご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご質問がございませんようでしたら、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時58分

大阪市都市計画審議会委員 上 甫 木 昭 春 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 尾 上 康 雄 ⑩